標準入札説明書例別記１

**事後審査型一般競争入札における**

**特定の関係にある資格者同士の入札参加に関する制限**

**１　特定の関係にある資格者同士の入札参加に関する制限**

　　入札参加者間に入札の適正さが阻害されると考えられる資本関係又は人的関係がある場合には、公正な入札の執行の観点から、同一入札への参加を制限します。

**×**

　　　　　**×**

　同一入札への参加が制限される場合

③　取締役兼任

**×**

①　親子関係

**×**

**×**

②　親会社等が同じ子会社等

**２　事業協同組合等の場合**

　　中小企業等協同組合法等の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「事業協同組合等」という。）が入札に参加する場合には、当該組合の構成員が同一の入札に参加することができません。

また、事業協同組合等の代表者が、当該事業協同組合等の構成員である法人の役員である場合には、当該法人と親子関係・人的関係にある会社は同一の入札に参加することはできません。

【Ａ事業協同組合】

構成員　Ｂ会社、Ｃ会社

　　　　Ｄ会社、Ｅ会社

代表者

Ｂ会社の代表取締役ｂ

同一の入札に参加できない

Ｂ会社、Ｃ会社、Ｄ会社、Ｅ会社

Ｆ会社

（Ｂ会社と親子関係にある会社）

Ｇ会社

（ｂが代表取締役となっている会社）

同一の入札に参加できる

Ｈ会社

（Ｃ会社と親子関係にある会社）

Ｉ会社

（Ｄ会社の代表取締役ｄが代表取締役となっている会社）

**３　人的関係の基準**

　　一方の会社等の役員が他方の会社等の役員を兼ねている場合など、同一の者がそれぞれの会社の経営に関与することにより入札の価格を決定したり、又は知り得る立場にあることから、同一の入札への参加を制限します。

【同一入札の参加を制限される人的関係の基準】

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（1）については、会社等（会社法施行規則第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

（１）一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

　ア　株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

　（ア）会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

（イ）会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

　（ウ）会社法第２条第15号に規定する社外取締役

（エ）会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

イ　会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ウ　会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

エ　組合の理事

オ　その他業務を執行する者であって、アからエまでに掲げる者に準ずる者

（２）一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第２項又は会社更生法第67条第１項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合

（３）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

**４　親子関係の判断**

　子会社等とは、会社法第２条第３号の２に該当する会社等をいい、親会社等とは同条第４号の２に該当する者をいいます。

　例えば、以下に示す関係を有していれば、親子関係があるものと判断します。

（１）　議決権の過半数を有している場合

　 ア　直接過半数の議決権あり　　　　　　イ　子会社と併せて過半数の議決権あり

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 会社 |  |  |  | 会社 |  |  |
| 議決権 |  |  | 親子関係あり | 議決権 |  |  |  | 親子関係あり |
| 50％超 |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  | 子会社 |  |
|  |  |  |  | 40％超 | 議決権 |  |
|  |  |  |  |  | 10％ |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 子会社　※ |  |  |  | 子会社　※ |  |  |

　　ウ　子会社が過半数の議決権あり

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 会社 |  |  |
|  |  |  | 親子関係あり |
|  |  |  |
| 子会社 |  |
| 議決権50％超 |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 孫会社　※ |  |  |

※　子会社などが以下に該当する場合は、有効な支配従属関係が存在しないと認められるため、親子関係はないものとします。

①民事再生法の規定による再生手続開始の決定を受けている

　　②会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けている

（２）　議決権の４０％以上５０％未満を保有している場合

ア　他の会社と併せて過半数の議決権を有する場合

※　子会社以外の会社であって、出資・人事・資金・技術・取引等により自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる会社、又は自己の意思と同一の内容の議決権の行使に同意している会社

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 会社 |  |  |
| 議決権 |  |  | 親子関係あり |
|  |  |  |
| 45％ | 会社　※ |  |
| 議決権 |  |  |
|  | 15％ |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 子会社 |  |  |

イ　一定の人的な関係がある場合

　　　自己の役員、業務を執行する社員、使用人若しくはこれらであった者が、他の会社の取締役会等の構成員の過半数を占めている場合。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 会社 |  |  |
|  | 取締役Ａ・取締役Ｂ・取締役Ｃ |  |  |
|  | 議決権 |  |  | 親子関係あり |
|  |  | 45％ |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  | 子会社 |  |  |
|  | 取締役Ａ・取締役Ｂ・取締役Ｄ |  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 会社 |  |  |
| 現在の役員：取締役Ａ・取締役Ｂ・取締役Ｃ |  |  |
| 過去の役員：取締役Ｄ・取締役Ｅ・取締役Ｆ |  |  |
|  | 議決権 |  | 親子関係あり |
|  | 45％ |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 子会社 |  |  |
| 現在の役員：取締役Ｄ・取締役Ｅ・取締役Ｇ |  |  |

ウ　重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在する場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 会社 |  |  |
| 契約 | 議決権 |  | 親子関係あり |
|  | 45％ |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 子会社 |  |  |

エ　資金調達額の総額の過半数の額を融資している場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 会社 |  |  |
| 融資 | 議決権 |  | 親子関係あり |
| 50％超 | 45％ |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 子会社 |  |  |

オ　他の会社と併せて過半数の額を融資している場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 会社 |  |  |
|  | 議決権融資 |  | 親子関係あり |
|  |  |  |
| 会社　※ | 30％45％ |  |
| 25％融資 |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 子会社 |  |  |

※　子会社以外の会社であって、出資・人事・資金・技術・取引等において自己と緊密な関係のある会社

（３）　議決権の保有が０％以上４０％未満である場合であって、他の会社と併せて過半数を有する場合

ア　 一定の人的な関係がある場合

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 会社 |  |  |
|  | 取締役Ａ・取締役Ｂ・取締役Ｃ |  |  |
|  |  | 議決権 |  | 親子関係あり |
|  |  |  |  |
|  |  | 35％ |  |
|  | 会社　※ |  |  |
|  | 20％議決権 |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  | 子会社 |  |  |
|  | 取締役Ａ・取締役Ｂ・取締役Ｄ |  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 会社 |  |  |
| 現在の役員：取締役Ａ・取締役Ｂ・取締役Ｃ過去の役員：取締役Ｄ・取締役Ｅ・取締役Ｆ |  |  |
|  | 議決権 |  | 親子関係あり |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  | 35％ |  |
|  | 会社　※ |  |  |
|  | 議決権20％ |  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| 子会社 |  |  |
| 現在の役員：取締役Ｄ・取締役Ｅ・取締役Ｇ |  |  |

※　子会社以外の会社であって、出資・人事・資金・技術・取引等により自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる会社、又は自己の意思と同一の内容の議決権の行使に同意している会社

イ　 重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在する場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 会社 |  |  |
|  | 契約議決権 |  | 親子関係あり |
|  |  |  |
|  | 35％ |  |
| 会社　※１ |  |  |
| 20％議決権 |  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| 子会社 |  | ※１　子会社以外の会社であって、出資・人事・資金・技術・取引等により自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる会社、又は自己の意思と同一の内容の議決権の行使に同意している会社 |

ウ　 資金調達額の総額の過半数の額を融資している場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 会社 |  |  |
|  | 融資議決権 |  | 親子関係あり |
|  | 35％ |  |
| 会社　※１ | 50％超 |  |
| 20％議決権 |  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| 子会社 |  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 会社 |  |  |
|  | 融資議決権 |  | 親子関係あり |
|  |  |  |
| 会社　※２ | 35％35％ |  |
| 20％融資20％議決権 |  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| 子会社 |  |  |

※２　子会社以外の会社であって、出資・人事・資金・技術・取引等において自己と緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる会社